

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 1 号	さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令	令和5年3月31日
消 防 局 訓 令 第 2 号	さいたま市警防規程の一部を改正する訓令	令和5年3月31日
消 防 局 訓 令 第 3 号	さいたま市救急業務等に関する規程の一部を改正する訓令	令和5年3月31日
消 防 局 訓 令 第 4 号	さいたま市消防職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	令和5年3月31日
消 防 局 訓 令 第 5 号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令	令和5年3月31日
消 防 局 訓 令 第 6 号	さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	令和5年5月2日

消防局訓令第1号

さいたま市警防活動組織規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防活動組織規程（平成19年さいたま市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部隊の長及び任務) 第6条 [略] 2～6 [略] 7 次の各号に掲げる者に事故があるときは、当該各号に定める者がその職務を代理する。 (1) <u>大隊長 中隊長の中から上位の階級を有する者（同一の階級の者が複数存在するときは、署長が指定する者）又は署長が指定する者</u> (2) [略]	(部隊の長及び任務) 第6条 [略] 2～6 [略] 7 次の各号に掲げる者に事故があるときは、当該各号に定める者がその職務を代理する。 (1) <u>大隊長 消防署の中隊長（消防署の中隊長に事故があるときは、出張所の中隊長（中央消防署にあっては、署長が指定する者））</u> (2) [略]

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

消防局訓令第2号

さいたま市警防規程の一部を改正する訓令

さいたま市警防規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(警防責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 警防部長は、この訓令の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防態勢の確立を図るとともに、警防課長、救急課長、<u>救急指導室長</u>及び指令課長（以下「<u>警防部課室長</u>」と総称する。）並びに消防署長（以下「署長」という。）を指揮監督し、警防活動に係る施策に万全を期さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>警防部課室長</u>は、警防部長の行う警防活動に係る施策を補佐し、署長の行う警防活動が効率的に運用されるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(警防責務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 警防部長は、この訓令の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防態勢の確立を図るとともに、警防課長、救急課長及び指令課長（以下「<u>警防部課長</u>」と総称する。）並びに消防署長（以下「署長」という。）を指揮監督し、警防活動に係る施策に万全を期さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>警防部課長</u>は、警防部長の行う警防活動に係る施策を補佐し、署長の行う警防活動が効率的に運用されるよう努めなければならない。</p> <p>5・6 [略]</p>
<p>(消防資料の整備)</p> <p>第6条 警防部長及び署長は、関係法令に基づく許可、確認、届出等の事務処理を行うに当たっては、警防活動上必要な資料の入手及び整備に努めるとともに、各課、<u>各室及び各署所</u>と相互に密接な連絡を取り、関連する事項を検討して警防業務の万全を図るものとする。</p>	<p>(消防資料の整備)</p> <p>第6条 警防部長及び署長は、関係法令に基づく許可、確認、届出等の事務処理を行うに当たっては、警防活動上必要な資料の入手及び整備に努めるとともに、各課、各署所と相互に密接な連絡を取り、関連する事項を検討して警防業務の万全を図るものとする。</p>
<p>(気象情報)</p> <p>第14条 指令課長は、気象情報の収集及び<u>気象情報観測装置</u>による記録を行い、必要な事項を消防署所に通報するものとする。</p>	<p>(気象情報)</p> <p>第14条 指令課長は、気象情報の収集及び<u>気象観測機器</u>による記録を行い、必要な事項を消防署所に通報するものとする。</p>
<p>(指揮宣言)</p> <p>第26条 最高指揮者は、指揮の執行に<u>当たり</u>、指</p>	<p>(指揮宣言)</p> <p>第26条 最高指揮者は、指揮の執行に<u>あたり</u>、指</p>

<p>揮を執る旨の宣言（以下「指揮宣言」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(出場計画)</p> <p>第40条 災害の出場区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定出場 第1出場、第2出場及び第3出場（以下「次数出場」という。）以外の出場で、<u>指令管制システム</u>の部隊編成による場合の出場</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>揮を執る旨の宣言（以下「指揮宣言」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(出場計画)</p> <p>第40条 災害の出場区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 指定出場 第1出場、第2出場及び第3出場（以下「次数出場」という。）以外の出場で、<u>部隊編成自動管理システム</u>の部隊編成による場合の出場</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

消防局訓令第3号

さいたま市救急業務等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市救急業務等に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 救急自動車 救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号消防庁長官通知）<u>第10条</u>に規定する要件を満たした車両</p> <p>(出場)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(応援の要請)</p> <p><u>第9条 救急隊は、当該救急隊のみで救急活動を行うことが困難と判断した場合は、救急隊、消防隊、救助隊、医師、看護師、警察官その他必要な組織又は人員の応援を要請することができる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 救急自動車 救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号消防庁長官通知）<u>救急業務実施基準第9条</u>に規定する要件を満たした車両</p> <p>(出場)</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>2 高度救命処置隊（救急自動車に高度救命処置用資器材を積載し、救急救命士が乗務する救急隊をいう。以下同じ。）は、前項の規定により出場するほか、同項の規定により高度救命処置隊以外の救急隊が出場する場合であつて、次に掲げる場合に出場するものとする。</u></p> <p><u>(1) 傷病者が救命士法第2条に定める重度傷病者である場合</u></p> <p><u>(2) 多数傷病者が発生し、傷病者の重症度・緊急度の選別等が必要な場合</u></p> <p><u>(3) 救急隊長から要請があつた場合</u></p> <p><u>(4) 医師から緊急の転院搬送の要請があり、必要と認められる場合</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認めた場合</u></p> <p>(高度救命処置隊との連携)</p> <p><u>第9条 前条第2項の規定により救急隊が同時に出場し、先着した救急隊が傷病者を搬送できる場合は、直ちに医療機関等へ搬送するものとする。ただし、当該傷病者が救急救命処置を必要とし、高度救命処置隊との連携が速やかに図れる場合は、</u></p>

(統括救急技術指導員)

第14条 [略]

2 [略]

3 統括救急技術指導員は、救急業務等の指導及び調整に当たるものとする。

(救急技術指導員)

第15条 [略]

2 救急技術指導員は、消防署の救急係長の職にある者を充てるものとする。

3 [略]

(訓練の区分)

第18条 訓練は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 普及技能訓練 傷病者を応急に救護するために必要な技能の普及(以下「普及業務」という)に必要な指導能力を養うために行うもの

(観察の実施)

第22条 観察は、傷病者の周囲の状況、救急事故の形態及び傷病者の状態を把握し、応急処置の実施、重症度及び緊急度並びに医療機関選定の判断に資するために行うものとする。

(医療機関の選定)

第30条 傷病者の搬送に当たっては、原則として、傷病者の症状及び程度に適応した最も近い医療機関を選定するものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 傷病者又は家族等から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合

(2) 傷病者が通院加療中の医療機関がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、救急隊長が必要と認める場合

(傷病者の搬送)

第31条 傷病者の搬送に当たっては、傷病者の状態からみて搬送可能と認められる場合に限り当該傷病者を搬送するものとし、傷病者が複数の場合は、トリアージの結果から総合的に判断する。ただし、傷病者又はその関係者が、搬送を拒否した場合は、搬送しないことができる。

この限りではない。

(統括救急技術指導員)

第14条 [略]

2 [略]

3 統括救急技術指導員は、消防長の命を受け、救急業務等の指導及び調整に当たるものとする。

(救急技術指導員)

第15条 [略]

2 救急技術指導員は、消防署の救急隊長の職にある者を充てるものとする。

3 [略]

(訓練の区分)

第18条 訓練は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 普及技能訓練 第43条に定める普及業務に必要な指導能力を養うために行うもの

(観察の実施)

第22条 観察は、傷病者の周囲の状況、救急事故の形態及び傷病者の状態を把握し、応急処置の実施及び重症度並びに医療機関選定の判断に資するために行うものとする。

(医療機関の選定)

第30条 傷病者の搬送に当たっては、原則として、傷病者の症状及び程度に適応した最も近い医療機関を選定するものとする。ただし、傷病者又は家族等から特定の医療機関へ搬送を依頼された場合、及び通院加療中の医療機関がある場合は、傷病者の症状及び程度及び救急業務上の支障の有無を判断し、可能な範囲において当該医療機関に搬送するよう努めるものとする。

(傷病者の搬送)

第31条 傷病者の搬送に当たっては、傷病者の状態からみて搬送可能と認められる場合に限り当該傷病者を搬送するものとし、傷病者が複数の場合は、症状が重いと認められる者を優先するものとする。ただし、傷病者又はその関係者が、搬送を拒否した場合は、搬送しないものとする。

(救急隊員の任務)

第37条 救急隊長は、救急活動全般の責任者であることを自覚し、隊員及び機関員を指揮し、救急活動を円滑に行うものとする。

2 [略]

(感染防止対策)

第41条 消防長は、感染症法第6条第17項に規定する病原体等からの感染を予防するため、対策を講じるものとする。

2 署長は、救急業務の実施に際し、感染症法第6条第17項に規定する病原体等により汚染を受け、感染のおそれが生じた場合には総務省消防庁が定める救急隊の感染防止対策マニュアルに準じて、必要な措置を講じるものとする。

(普及業務)

第43条 消防長は、普及業務を効果的に推進するため、さいたま市応急手当普及啓発実施要綱を別に定めるものとする。

(救急活動記録)

第47条 救急隊長は、救急活動を行った場合には、救急活動記録票、事後検証票等を別に定める要領により作成するものとする。

2・3 [略]

(医師の署名等)

第48条 救急隊長は、傷病者を搬送し、医療機関に引き渡した場合には、当該事実を確認した旨の医師の署名又は押印を救急活動記録票等に受けるものとする。

(出場報告)

第49条 署長は、必要と認めるときは、所属救急隊の毎日の出場を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。

(救急月報告)

第50条 署長は、必要と認めるときは、その月の救急業務実施状況を、速やかに、警防部長へ報告するものとする。

別表第2 (第2条関係)

救急資器材一覧表

分類	品名
観察用	[略]

(救急隊員の任務)

第37条 救急隊長は、救急活動全般の責任であることを自覚し、隊員及び機関員を指揮し、救急活動を円滑に行うものとする。

2 [略]

(感染防止対策)

第41条 消防長は、感染症法第6条第17項に規定する病原体等からの感染を予防するため、感染防止対策要領を別に定めるものとする。

2 署長は、救急業務の実施に際し、感染症法第6条第17項に規定する病原体等により汚染を受け、感染のおそれが生じた場合には感染防止対策要領により速やかに必要な措置を講じるものとする。

(普及業務)

第43条 消防長は、傷病者を応急に救護するために必要な技能の普及 (以下「普及業務」という。) を効果的に推進するため、さいたま市応急手当普及啓発実施要綱を別に定めるものとする。

(救急活動記録)

第47条 救急隊長は、救急活動を行った場合には、救急活動記録票、事後検証票等を別に定める記入要領により作成するものとする。

2・3 [略]

(医師の署名等)

第48条 救急隊長は、傷病者を搬送し、医療機関に引き渡した場合には、当該事実を確認した旨の医師の署名又は押印を救急活動記録票に受けるものとする。

(出場報告)

第49条 署長は、所属救急隊の毎日の出場を、速やかに、警防部長へ報告しなければならない。

(救急月報告)

第50条 署長は、その月の救急業務実施状況を、速やかに、警防部長へ報告しなければならない。

別表第2 (第2条関係)

救急資器材一覧表

分類	品名
観察用	[略]

	患者監視装置（血圧、 血中酸素飽和度、心電 図の測定機能を有する ）
呼吸・循環管理用	[略]
	<u>自動人工呼吸器一式</u>
	<u>呼気二酸化炭素測定器 具</u>
	[略]
	<u>喉頭鏡（ビデオ硬性挿 管用喉頭鏡を含む）</u>
	[略]
	輸液セット
	[略]
	薬剤（アドレナリン）
	[略]
	<u>声門上気道デバイス</u> <u>ブドウ糖溶液</u>
[略]	
創傷等保護用	[略]
	<u>骨盤固定具</u>
[略]	
保温・搬送用	[略]
	<u>スクープストレッチャ ー</u>
[略]	
消毒・感染防止用	
	各種消毒薬
	<u>ゴム手袋</u>
	[略]
	[略]
通信用	[略]
	<u>携帯電話</u>
	<u>情報通信端末</u>
[略]	
その他	<u>トリアージタグ</u>
	瞬間冷却剤
	<u>分娩用資器材</u>
	[略]
	洗眼器

	患者監視装置（血圧、 血中酸素飽和度、心電 図、 <u>体温</u> の測定機能を 有する）
呼吸・循環管理用	[略]
	<u>自動人工呼吸器</u>
	<u>手動引金式人工呼吸器</u>
	[略]
	喉頭鏡
	[略]
	輸液セット（ <u>成人用、 小児用</u> ）
	[略]
	薬剤（ <u>エピネフリン</u> ）
	[略]
	<u>食道閉鎖式エアウェイ ラリングアルマスク（ 各サイズ）</u>
[略]	
創傷等保護用	[略]
	<u>砂のう</u>
[略]	
保温・搬送用	[略]
	<u>2つ折り担架</u>
[略]	
消毒・感染防止用	<u>E. O. G滅菌器</u>
	<u>噴霧消毒器</u>
	<u>紫外線殺菌装置</u>
	<u>指頭消毒器</u>
	<u>手洗鉢（ブラシを含む ）</u>
	<u>液量計（500ml、 50ml）</u>
	各種消毒薬
<u>ビニール手袋（各種・ 滅菌）</u>	
[略]	
通信用	[略]
	<u>自動車電話（車内外兼 用型）</u>
	<u>自動車電話ファクシミ リ</u>
[略]	
その他	瞬間冷却剤
	<u>臍帯クリップ</u>
	[略]
	傷病者搬送票

	[略]	[略]
	感染防止衣	救急白衣
	[略]	[略]
[略]		[略]

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

消防局訓令第4号

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間等</u>)</p> <p>第4条 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）<u>及び暫定再任用職員</u>（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）の勤務時間、週休日、休憩時間及び睡眠時間は、前条の規定にかかわらず、別表第3のとおりとする。</p>	<p>(<u>再任用職員</u>の勤務時間等)</p> <p>第4条 <u>再任用職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）の勤務時間、週休日、休憩時間及び睡眠時間は、前条の規定にかかわらず、別表第3のとおりとする。</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

消防局訓令第5号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程（平成15年さいたま市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
専決事項	課長	署長	部長	専決事項	課長	署長	部長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 部に属する部長相当職、 <u>部の課長及び調整幹</u> (2)・(3) [略]			○	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1) 部に属する部長相当職 <u>及び部の課長</u> (2)・(3) [略]			○
2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。				2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。			

<p>すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。<u>ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。</u>）以下の職員に限る。）。</p> <p>4 自己啓発等休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。<u>ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。</u>）以下の職員に限る。）。</p> <p>5 配偶者同行休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。<u>ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。</u>）以下の職員に限る。）。</p> <p>6 育児休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。<u>ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。</u>）以下の職員に限る。）。</p> <p>7～11 [略]</p> <p>12 職員（課長補佐（課長補佐相当職を含む。<u>ただし、総合調整幹及び調整幹を除く。</u>）以下の職員に限る。）の派遣研修の出張命令に関すること。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>		<p>すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>4 自己啓発等休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>5 配偶者同行休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>6 育児休業を承認すること（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）。</p> <p>7～11 [略]</p> <p>12 職員（課長補佐（課長補佐相当職を含む。）以下の職員に限る。）の派遣研修の出張命令に関すること。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	
[略]	[略]				
[略]	[略]				
[略]	[略]				
備考 [略]	備考 [略]				

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

消防局訓令第6号

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の勤務時間等に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第5条 <u>前2条</u> の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 <u>職員の柔軟な働き方に資するものとして</u> 、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う毎日勤務の職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。	(勤務時間の割振り及び休憩時間) 第5条 <u>第3条及び前条</u> の規定にかかわらず、 <u>育児、介護、障害又は業務上の都合により早出遅出勤務</u> （始業及び終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うためのものとして、 <u>若しくは職員の障害の特性等に応じて</u> 、又は業務上の都合により、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）を行う毎日勤務の職員については、別に定めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。